昭和五十五年法律第三十六号

害者等の支援に関する法律 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被

第一条 この法律は、 (定義) を目的とする。 益の保護が図られる社会の実現に寄与すること を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利 に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置 当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的 た者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び ができるよう支援するため、犯罪被害等を受け もに、これらの者が再び平穏な生活を営むこと が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとと 遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害 犯罪行為により不慮の死を

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日 行為及び過失による行為を除く。)をいう。 は第三十六条第一項の規定により罰せられない れない行為を含むものとし、同法第三十五条又 九条第一項又は第四十一条の規定により罰せら 律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十 を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法 本航空機内において行われた人の生命又は身体 本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日

為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行 得るものを含む。 てその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり 為の時又はその直後における心身の被害であつ この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行

被害を受けた者をいう。 この法律において「犯罪被害者」とは、 犯罪

被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の 遺族が受けた心身の被害をいう。 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪

くは疾病が治り、又はその症状が固定する前に すものをいう。 上であつたことその他政令で定める要件を満た つて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以 おける当該負傷又は疾病に係る身体の被害であ この法律において「重傷病」とは、負傷若し

度のものをいう。 む。) における身体上の障害で政令で定める程 病が治つたとき(その症状が固定したときを含 この法律において「障害」とは、負傷又は疾 4

金又は障害給付金をいう。 この法律において「犯罪被害者等給付金」と 第四条に規定する遺族給付金、 重傷病給付

> 同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた 金の支給を受けることができる先順位若しくは

遺族給付金の支給を受けることができる

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しな となつた犯罪行為が行われた時において、日本 支給する。 い者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を 遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因 律の定めるところにより、犯罪被害者又はその 国は、犯罪被害者があるときは、この法

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げ るとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に 対して、一時金として支給する。

第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定 による第一順位の遺族をいう。) 犯罪行為により死亡した者の

二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負

三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つ

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる 各号のいずれかに該当する者とする。 遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、 、次の

た者を含む。) ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつ 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしてい

兄弟姉妹 いた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び 犯罪被害者の収入によつて生計を維持して

前号に該当しない犯罪被害者の子、 祖父母及び兄弟姉妹 父母、

3 2 他のときにあつては同項第三号の子とみなす。 生した場合においては、前項の規定の適用につ 該各号に掲げる順序とし、父母については、養 三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当 は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第 父母を先にし、実父母を後にする。 の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持し いては、その子は、その母が犯罪被害者の死亡 ていたときにあつては同項第二号の子と、その 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位

者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害

遺族としない。遺族給付金の支給を受けること 2 ができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡 (犯罪被害者等給付金を支給しないことができ させた者も、同様とする。

|第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規

則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金 実上の婚姻関係を含む。)があるとき。 全部又は一部を支給しないことができる。 犯罪被害者と加害者との間に親族関係 事

その責めに帰すべき行為があつたとき。 の他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、

社会通念上適切でないと認められるとき。 又は第九条の規定による額を支給することが ら判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、 はその遺族と加害者との関係その他の事情か 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又

第七条 遺族給付金(第九条第五項の規定により 法令による給付等で政令で定めるものが行われ保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の るべき場合には、その給付等に相当する金額と 罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償 金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯加算する額に係る部分を除く。)及び障害給付 度において、支給しない。 (他の法令による給付等との関係) して政令で定めるところにより算定した額の限

2 場合には、それらの給付の限度において、支給 る休業日に係るものに限る。)が行われるべき は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病についの規定により加算する額に係る部分に限る。) の法令の規定による給付(同条第三項に規定す ことを原因として労働者災害補償保険法その他 ため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入 法律以外の法令(条例を含む。以下この項にお の全部若しくは一部を得ることができなかつた (同条第二項に規定する給付期間におけるもの いて同じ。)の規定により療養に関する給付 て、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する に限る。)が行われるべき場合又はその療養の 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第五項 犯罪行為により生じた負傷又は疾病につい

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はそ 限度において、 の遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の 犯罪被害者等給付金を支給しな

権を取得する。 は、その額の限度において、当該犯罪被害者等 給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求 国は、犯罪被害者等給付金を支給したとき

(犯罪被害者等給付金の額

第九条 遺族給付金の額は、 維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じ により算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計 政令で定めるところ

いて同じ。)とする。 きない場合その他政令で定める場合にあつて 給付期間における療養に関する給付の額を控除 号)その他の政令で定める法律の規定により当 た額から、健康保険法(大正十一年法律第七十 用の額として政令で定めるところにより算定し 負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担 政令で定める額)をいう。次項及び第五項にお 規定による療養に関する給付を受けることがで 該犯罪被害者が受け、又は受けることができた するまでの間(以下この項及び次項において かつた日から起算して政令で定める期間を経過 額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にか は、当該控除して得た額に相当するものとして して得た額(当該犯罪被害者がこれらの法律 「給付期間」という。)における療養に要した費 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた

た額から、当該部分休業日について得た収入の 犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得て 休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該 るところにより算定する休業加算基礎額に当該 施設に収容をされた場合(国家公安委員会規則 又は一部を得ることができなかつた日の第三日 なかつた日(給付期間内の日(当該収入の全部 得ていた収入の全部又は一部を得ることができ 疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常 額を合算した額を控除して得た額。 該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得 かかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定め をされていた日を除く。以下この項及び第五項 が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる 目までの日を除く。)に限り、当該犯罪被害者 いた収入の一部を得た日(以下この項において 合における重傷病給付金の額は、前項の規定に 第二号において「休業日」という。)がある場 で定める場合に限る。)にあつては、当該収容 「部分休業日」という。)が含まれるときは、当 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は 第五項第二

- 算額を加えた額 該療養についての犯罪被害者負担額に休業加 当該療養についての休業日がある場合 当
- 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、政令で定めるところにより前項の規定にかかわらず、これらの規定により前項の規定にかかわらず、これらの規定によりが重として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

(裁定の申請)

- 第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようと 第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようと なる者は、国家公安委員会規則で定めるところ する者は、国家公安委員会規則で定めるところ は 犯罪被害者等給付金の支給を受けようと
- ができる。

 ができる。

 ができる。

 ができる。

 ができる。

 ができる。

 ができるができなかつたときは、その理由のやんだことができなかつたときは、その理由のやんだことその他のやむを得ない理由により同項に規ことその他のやむを得ない理由により同項に規言者により身体の自由を不当に拘束されていた書者により身体の自由を不当に拘束されていた。

 ができる。
- 公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、第

- 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得すのたときは、当該申請をした者は、当該額の犯つたときは、当該申請をした者は、当該額の犯ったときは、当該申請をした。
- 族給付金を支給する責めを免れる。 限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給

(仮給付金の支給等)

- 第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があった場合において、犯罪行為の加害者を知るあった場合において、明らかでない等当該犯罪被害者の障害の程度ができない事情があるときは、当該申請をした者できない事情があるときは、当該申請をした者できない事情があるときは、当該申請をした者が条第一項及び第三項において「申請者」といて、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。
- を支給する。 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金
- 3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が仮給付金の場の限度において犯罪被害者等給付金の支給を受けた者について犯罪被害者に対している。
- (裁定のための調査等)

被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責

第十三条 公安委員会は、申請者その他の関係人に

- があったでで見なは、伐三と言うとりなどがあるといできる。というといできる。というというというというというというというというない。以い、おいて、報告をさせ、文書その他の物件を提出する。一対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出
- 2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると 公安委員会は、犯罪捜査の権限のある機関その 2 公安委員会は、犯罪捜査の権限のある機関その

(国家公安委員会規則への委任)

- 第十四条 第十条から前条までに定めるもののほのでである。 は、国家公安委員会規則で定める。 は、国家公安委員会規則で定めるもののほ
- 第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金(仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。)の支給を受けた犯罪被あるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- (犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保制行使しないときは、時効により消滅する。利は、これを行使することができる時から二年第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権
- ことができない。 利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押える 制は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押える の支給を受ける権
- 第十八条 租税その他の公課は、この法律によりできない。

(公課の禁止)

- (戸籍事項の無料証明)
- む。) 町村の条例で定めるところにより、犯罪ようとする者に対して、当該市(特別区を含安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けあつては、区長又は総合区長とする。) は、公めのでは、区長又は総合区長とする。) は、公り第二百五十二条の十九第一項の指定都市にし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七年、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七年、市町村長(特別区の区長を含むものと

- を行うことができる。被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明
- 第二十条の二 前条に規定する事務についての とあるのは「国家公安委員会」とする。 法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣. の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都 罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等 中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項 安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その 規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理 三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に 条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項 項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五 方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三 道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安 の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条 する法律」とあるのは「国家公安委員会は、 百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管 給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公 長その他の執行機関」とあるのは「都道府県 員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の 章において同じ。)又は都道府県知事その他 る各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四 大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定す の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第 の規定の適用については、同法第二百四十五条 委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する (昭和五十五年法律第三十六号)」と、同法第二 都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委 (審査請求と訴訟との関係) 国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支 犯 公
- する国家公安委員会の裁決を経た後でなけれめる訴えは、当該裁定についての審査請求に対第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求

ば、提起することができない。

(犯罪被害者等の支援)

は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯以、第二十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長

なければならない。 員の派遣その他の必要な援助を行うように努め 等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職 るよう支援するための措置として、犯罪被害者 という。)が再び平穏な生活を営むことができ 罪被害者又はその遺族(以下「犯罪被害者等」

3 携及び調和の確保に努めなければならない。 とるに当たつては、関係する機関の活動との連 警察本部長等は、 前項の規定に基づく措置を 3

の他の措置を講ずるように努めなければならな な活動の促進を図るため、必要な助言、指導そ 被害者等早期援助団体等」という。)の自主的 目的とする民間の団体(第五項において「犯罪 な生活を営むことができるよう支援することを に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被

4 ための指針を定めるものとする。 措置に関して、その適切かつ有効な実施を図る 基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に

導その他の措置を講ずるように努めなければな 切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指 早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適 体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団 6 前項の規定による命令に違反したときは、

うように努めなければならない。 者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行 前各項に定めるもののほか、国家公安委員 公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に 規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早 生活を営むことができるよう支援することを目 期援助団体」という。)として指定することが と認められるものを、その申出により、同項に 定する事業を適正かつ確実に行うことができる あつて、当該都道府県の区域において次項に規 的として設立された営利を目的としない法人で 軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な 9

業を行うものとする。 犯罪被害者等早期援助団体は、 次に掲げる事

啓発活動を行うこと。 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び

> の申請を補助すること。 る者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとす 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

兀 うこと 与、役務の提供その他の方法により援助を行 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的 犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸

名称を用いてはならない。 けないで、公安委員会指定という文字を冠した る事業を行うに当たつては、第一項の指定を受 犯罪被害者等を援助する者は、 前項に規定す

うために必要な限度において、犯罪被害者等早 二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行 の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第・警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体 該犯罪被害の概要に関する情報を提供すること 期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得 ができる。 て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当

5 助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべ 要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援 財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必 きことを命ずることができる。 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の

7 的以外の目的のために利用してはならない。 から第四号までに掲げる業務に関して知り得た 員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号 秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目 項の指定を取り消すことができる。 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職

8 の活動との調和及び連携を図らなければならな び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これら する業務の遂行に当たつては、関係する機関及 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定

援助団体に関し必要な事項は、 規則で定める。 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期 国家公安委員会

第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定 断される範囲内において、 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判 めることができる 又は改廃する場合においては、その政令 所要の経過措置を定

(政令への委任)

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十五条 この法律に特別の定めがあるものの 法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めほか、この法律の実施のための手続その他この

(罰則)

第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した 者は、十万円以下の過料に処する。 者は、二十万円以下の過料に処する。

されている許可等の申請その他の行為(以下こ

の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により

の条において「申請等の行為」という。)で、

「処分等の行為」という。)又はこの法律の施 可等の処分その他の行為(以下この条にお 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に

かって

則抄

(施行期日等)

1 る死亡又は重障害について適用する。 し、この法律の施行後に行われた犯罪行為によ この法律は、昭和五十六年一月一日から施行

> 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第(両議院の同意を得ることに係る部分に限る定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 百二条の規定 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 節名並びに二款及び款名を加える改正規

第

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 の法律に規定するもののほか、この法律の施行 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の事務として処理するものとする。

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる 規定については、当該各規定。以下この条及

則 (平成一一年七月一六日法律第八

の行為又は申請等の行為とみなす。

公布の日

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを のそれぞれの法律の適用については、改正後の この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共間ようこはか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当はか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 の規定により国又は地方公共団体の機関に対し ればならない事項についてその手続がされてい 続がされていないものについては、この法律及 報告、届出、提出その他の手続をしなければな (不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 であった行政庁とする。 あったものについての同法による不服申立てに に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁

2 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る。 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 第二百五十条 新地方自治法以表第一に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すものについび新地方自治法に基づく政令に示すものについび、適宜、適切な見直しを行うものとする。え、適宜、適切な見直しを行うものとする。え、適宜、適切な見直しを行うものとする。で事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、というに対している。

一六〇号) 抄附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただは、平成十三年一月六日から施行する。ただ第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

〇号) 抄 附 則 (平成一三年四月一三日法律第三

(施行期日):

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施いた二条を加える改正規定及び本則に二条を 3の次に二条を加える改正規定及び本則に二条を 3、第二十二条を第二十四条とし、第二十三条と第二十五条と第二十二条を第二十五条と第二条 この法律は、平成十三年七月一日から施

(経過措置)

う。) 第四条、第七条及び第九条から第十二条付金の支給等に関する法律(以下「新法」とい第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給

は、なお従前の例による。となお従前の例による。

五号) 抄附 则(平成二〇年四月一八日法律第一

(施行期日)

置) 【遺族給付金及び重傷病給付金に関する経過措】

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給 第二条 この法律による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「新法」という。)第七条及び第九条第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病については、なお従前の例による だこ又は重傷病については、なお従前の例によるで亡又は重傷病については、なお従前の例による。

(犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現にこの法律による 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する 法律(以下「旧法」という。)第二十三条第一 項の規定による指定を受けている者(以下「旧 犯罪被害者等早期援助団体」という。)は、新 犯罪被害者等早期援助団体」という。)は、新 犯罪被害者等早期援助団体」という。)は、新 の規定による指定を受けている者(以下「胎 の規定による指定を受けている者(以下「胎 の規定による指定を受けている者(以下「 の規定による指定を受けている者 の表律の施行の際現にこの法律による 者(以下「新犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置) をいう。)とみなす。

鬼定による命令とみなす。 2 施行日前に前項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期

る新法第二十三条第七項の規定(これに係る罰等早期援助団体の役員又は職員となったもの、施行日において引き続き当該新犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であ罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であ罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯る この法律の施行の際現に第一項の規定により

e者等給 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四番等給 別 則 (平成二六年五月三〇日法律第四署経過措 に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適定によりなお従前の例によることとされる事項はから施 第四条 施行日前にした行為及び前条第四項の規コから施 第四条 施行日前にした行為及び前条第四項の規

二号) 抄附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

九号) 抄附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為にになれた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法がある場合を除る、なお従前の他の行為又は不作為に

(訴訟に関する経過措置)

る業務に関して知り得た秘密は、その者が新法 2 この法律の規定による改正前の法律の規第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げ 起については、なお従前の例による。則を含む。)の適用については、その者が旧法 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの

2 この法律の規定による改正前の法律の規定による。 (前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定によりなお従前の例によることができないこととされるもの規定による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そのの例による。

(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののめる。

号) 附 則 (平成二九年六月二日法律第四五

る。 ま三百六十二条の規定は、公布の日から施行す第二百六十七条の二、第二百六十七条の三、第二百六十七条の三、する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、この法律は、民法改正法の施行の日から施行

号) 少附 則 (令和三年五月一九日法律第三六)

号

(施行期日)

日から施行する。 する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行

(処分等に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前でにより相当の国の機関に対してされた申請、定により相当の国の機関に対してされた申請、定により相当の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の規定によりと、この法律の施行の際現に旧法令の規定によりと、この法律の施行の際現に旧法令の規定によりと、この法律の施行の際現に旧法令の規定により

て、新法令の規定を適用する。 この法律の施行前に旧法令の規定により従前 の国の機関に対して申請、届出その他の手続を でいないものについては、法令に別段の定めが でいないものについては、法令に別段の定めが あるもののほか、この法律の施行後は、これ を、新法令の相当規定により相当の国の機関に を、新法令の相当規定により相当の国の機関に で、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の付令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対す(罰則の適用に関する経過措置)

る罰則の適用については、なお従前の例によ

置を含む。)は、政令で定める。
及び前三条に定めるもののほか、この法律の施好、対制三条に定めるもののほか、この法律の施第六十条が則第十五条、第十六条、第五十一条(政令への委任)